

司法

裁判所

町、村あり、以て地方行政の事務を處理す。但し極北の北海道と、新附の臺灣とは、特に北海道廳及び臺灣總督府を置き、以て其部内の事務を統轄する事、已に述べたるが如し。

又法律の定むる所を規矩準繩として、訟を聽き、獄を斷せんが爲めに、裁判所の設あり。天皇の御名に於て、法律により司法權を執行す。裁判所には、(一)大審院、(二)控訴院、(三)地方裁判所、(四)區裁判所の別あり。大審院は東京にありて全國を管じ、控訴院は東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、仙臺、函館の七所にありて、各附近の府縣を分管じ、又府縣に各一所、北海道に三所、合計四十九所の地方裁判所あり、約三百の區裁判所ありて、其下に屬す。各裁判所に判事ありて、刑事民事の訴訟を斷じ、又檢事局を附置じ、檢事ありて、公訴提起等の事務に關かる。而して一裁判所の判決を受けたるもの、其判決に服せざる時は、

裁判

更に之を上級の裁判所に上訴する事を得る規定なり。此外樞密院ありて、天皇の諮詢に應じ奉り、又會計検査院の財務を監督するあり。

第三節 兵備

兵役の種類

帝國の兵備は陸軍及海軍より成り、大元帥陛下之を統率し給ふ。帝國の臣民にして男子たる者は、滿十七歳より滿四十歳に至るまで、すべて兵役に服するの義務あり、不具廢疾にあらざるよりは、決して之を免せらるゝ事なきなり。徵兵適齡の壯丁は身體検査と抽籤とによりて之を現役、補充兵役、又は國民兵役に分つ。現役は之を兵營に常在せしめて、軍事教育を施し、一定の年限を終れば除隊して豫備役に編入す。此現役と豫備役とを以て常備兵役となし、常備兵役を終

りたるものは之を後備兵役に編入し、後備兵役を終りたるものは之を國民兵役に編入するものとす。

兵役の種類及其年限左の如し、

現役 (陸軍三年) 抽籤により身體検査合格者中より所要の人員を撰拔す。
(海軍四年) 員を撰拔す。

常備兵役 豫備役 (陸軍四年) 現役を終りたるもの之に服す。
(海軍三年) 現役を終りたるもの之に服す。

後備兵役……………五年 常備兵役を終りたるもの之に服す。

補充兵役 (陸軍) 第一補充兵役、七年五月中現役兵員に超過せるもの
第二補充兵役、一年四月第一補充兵員に超過

海軍……………一年、現役兵員に超過するもの之に服す。

國民兵役 第一國民兵役……………後備役及び第一補充兵役を終りたるもの之に服す。
第二國民兵役……………以上の諸種の兵役にあらざるもの之に服す。

兵員

其總員明治三十一年末の調査によるに、陸軍にありては現役に在るもの

十二萬五千餘人、豫備役に在るもの約十一萬六千人、後備役に在るもの約七萬八千人あり。されば合計約三十二萬の陸軍軍人は一號令の下に召集せらる可きなり。又海軍にありては現役に在るもの約二萬一千人、豫備役に在るもの二千餘人、後備役に在るもの約一千九百人餘、合計約二萬五千の海軍軍人ありて、海岸線最も長さ我海國護衛の任務に服す。而して此兵員は年々増加しつつあるなり。

陸軍管區

陸軍は全國を東部、中部、西部の三都督部に分ち、更に之を十三師管、二十六旅管に分つ。師管に師團あり、旅管に旅團あり。各旅管亦之を二聯隊區に分ち、旅團毎に歩兵二箇聯隊を置き、又各師團には、騎、砲、工、輜重の各兵種を配賦す。又邊要の地には警備隊を置き、要害の所には要塞砲兵あり。北海道には別に屯田兵の制あり。たゞ臺灣は此管外にして、混成三個旅團を派して更代に之を守備せしむ、又護郷兵の組織あり。海軍は全國の沿岸を五海軍區に分ち、各區に軍港あり、横須

海軍管區

賀、吳、佐世保、舞鶴、室蘭とす。各軍港に鎮守府あり、以て其區を管し、五十餘隻の軍艦、約三十の水雷艇之に分屬す。然れども舞鶴は今尙工事中にあり、室蘭亦開廳に至らず、暫く吳及横須賀にて其軍區を分管す。

軍艦の最大なるものを朝日、敷島とす。各一萬五千餘噸あり。富士、八島は、約一萬二千五六百噸あり。淺間、常磐亦一萬噸に近し。帝國軍艦總て五十餘隻。其噸數實に十七萬七千に過ぐ。今之を二十七八年戰役以前に比するに艦數に於て一倍六分、噸數に於て三倍餘の増加あり。帝國海軍の進歩實に驚くに堪へたり。之に現今製造中の大艦八雲、吾妻以下のものを加ふれば實に二十萬噸に達すべく、四十餘隻の水雷艇亦まさに成らんとす。

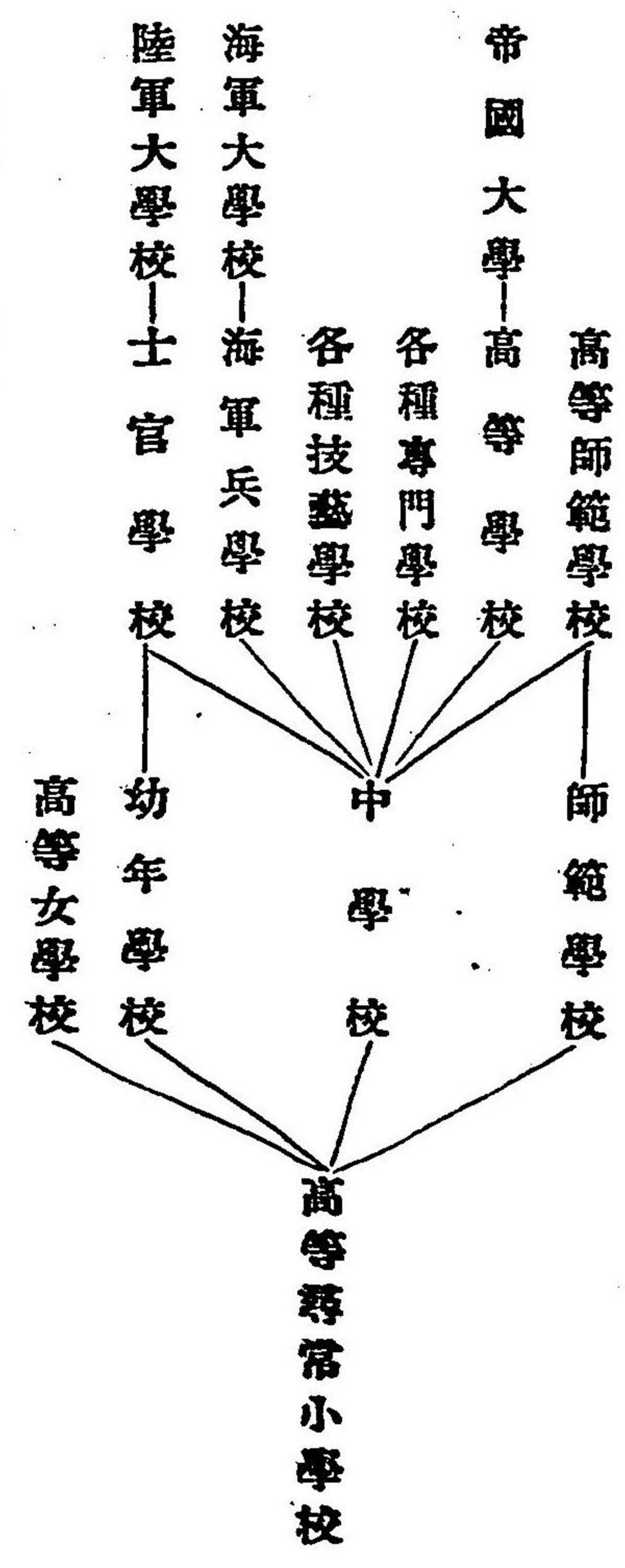
第四節 教育及宗教

學校

維新後に於て、特に發達したる事業を舉げんには、教育の普及及必ず其一に居るなるべし。徳川時代にては、僅かに寺子屋

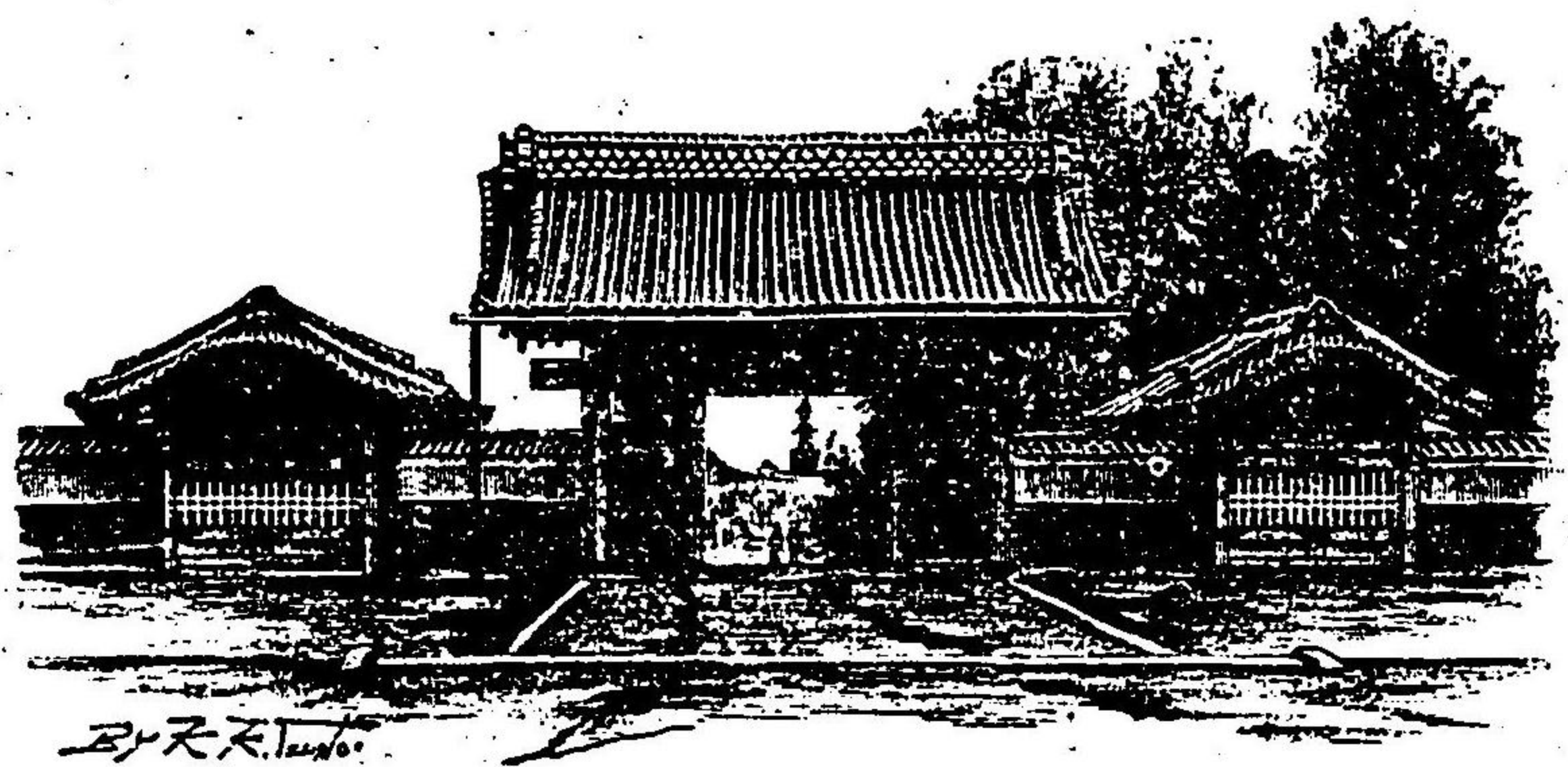
に習字を教へしもの、今や約七萬三千の小學校ありて、如何なる山間の地と雖も、普通教育を授くるの道を啓けり。而して更に各府縣には、何れも師範學校を設置して、小學校教員を養成す。小學校を卒業したるものは、順次高等の學校に教育を受くるを得るなり。

諸學校の連絡左の如し



帝國大學は其數二、一は東京にあり、一は京都にあり。東京帝國大學は法、醫、

高等學校其
他の諸校



工、文、理、農の六科に分れ、其赤門より出で、世に立てる學士の數、己に三千六百餘人の多きあり。京都帝國大學は近年の創立にして、今は法科、醫科、理工科の三科あるのみ、漸次完成を期するなり。高等學校は六校、東京、仙臺、京都、金澤、熊本、山口にあり、或はこゝに大學に入る豫備をなし、或はこゝに専門の業をうく。高等師範學校は男女各一校、共に東京にあり。中學校、師範學校の教員を養成す。此外私立の各種専門學校あり。又宮内省管下には學習院、華族女學校あり。陸軍省管下には軍醫學校、砲工學校等甚だ多く、海軍省管下には機關學校を、逓信省管下に商船學校、郵便電信學校等あり。臺灣に國語學校、國語傳習所あり。其他徒弟學校、實業補習學校、盲啞學校等各種の教育機關殆んど

東 京 帝 國 大 學 (赤門)

佛教

神社

備はらざるなく、圖書館、博物館等之を助くるの手段もはゞ整ひ、新聞、雜誌、其他各種の書籍の出版發行亦多く、教育の事業日に進むの勢あり。宗教は、徳川時代に於ては、切支丹を禁せんが爲に、國民をして必ず佛門に歸依せしめしが、今尙佛教を奉ずるもの最も多く、十二宗四十餘派に屬する寺院の數、大約七萬二千あり。其中眞宗最も盛にして、一萬九千餘寺を有す。曹洞宗之につき、一萬四千餘寺、眞言宗亦之につき、寺數一萬三千に近く、淨土、臨濟、日蓮、天台の諸宗亦皆數千の寺院あり。黃檗宗、時宗、融通念佛宗に至りては、未だ何れも千に充たず。法相、華嚴に至りては、僅かに數十に過ぎざるなり。斯く、佛寺甚だ多く、各寺皆多少の檀越を有して、佛教の勢力盛なりと雖も、其信徒は傍ら神祇を崇拜し、之を信仰するもの甚多し。我國は古來神國として、國民の尊崇する神祇多く、之を奉祀する神社は到る所にあるなり。

神社には神宮、官幣社、國幣社、府縣社、郷社、村社等の別あり。神宮一、官幣社九

基督教

十三國幣社七十三其他府縣社以下のものを併せなば其數實に十九萬二千の多きに達す其信仰に伴ふ神道亦數派あり。
基督教は維新後默許の姿となりしが今や憲法に於て安寧秩序を妨げず臣民たるもの義務に背かざる限に於て信教の自由を有すと定められ公然之を信する事となれり然れども未だ隆盛と謂ふに至らず。

第五節 生業

生業の種類

人皆業とする所あり各自専心其職分を守りて以て國家と自己との利益を増進せん事を企圖せざるべからず其職業たる固より千差萬別なりと雖多くは地理自然の狀態に基き最も利益ある方面に其天然の長所を利用し之に人工を施して出來得るだけ多くの効果を收めんとするにあり茲に於て山地に林業を起し原野に牧畜をなし河海に水産の利を求め田園に農産の法を講ず從ひて各地特殊の生業あり

山林の保護

り各地特殊の産物あり今順を逐ひて之を觀察せん。

山林

我國古來山林に富む建築物がすべて木造なるが如き其原因一は此にあり而して其蕃殖を圖るの法に至りては未だ整はざるありしも之を保存するの道は頗る行はれたり然るに維新後一時其制弛み爲に往々濫伐の弊に陥りしかば、近來政府は大に之が監督と保育とに勉むるに至れり。

抑平野少く山岳多き我國の如きにありては山林業の外他に利用すべきの道なき地面甚だ多しされば政府は大に斯業を獎勵し農科大學に林學科を置きて専門學者を養成し農商務省に山林局を設置し又森林法を發布して之を監督する等注意頗る至れり蓋し山林の益はたゞに建築用の木材と日常使用する薪炭との供給と之に仰ぐのみならず其繁茂せる境にはよく雨水を湛へて漸次之を放出するが爲に水源の涸渴を防ぎ洪水

山林の益

の害を少くするが如き、人生上に直接の利益を與ふる事甚だ多し。或は氣候を調節し、或は土壤の崩壊を防ぎ、或は山水の風致を添へ、其他果實、菌蕈、樟腦などの如き、副産物を生ずる等、間接の利益亦少からざるなり。

本州中部の山林
奥羽の山林
關東八州の山林
近畿地方の山林
中國、四國の山林
九州の山林
林制

山林の著名なるものは、先づ指を信濃の木曾、伊豆の天城等に屈すべし。此外濃飛高原を始として、峻遠二州の山地にも、亦山林多く、本州中部實に山林に富むといふべし。然れども奥羽、殊に羽後、陸奥の山地に至りては、更に之より大なるものあり。關東八州は平野を以て著はれ、山林は僅に兩毛の山地と房總山脈とに於て、稍見るべきあるのみ。近畿地方に至りては、紀伊の大山林の有名なるあり。中にも熊野最も著しく、木の國の稱に恥ぢず。大和の南部伊勢の西南部の之に接近する地方、亦山林多し。中國四國は著しきもの少なし。四國には阿土境上の山地稍見るべし。九州には所々良林あり、日向最も著はる。

現今の林制は北海道と臺灣とを除くの外、之を青森、秋田、岩手、宮城、福島、東京、長野、石川、大阪、岡山、廣島、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿兒島の十六大林區に分ち、更に之を三百有餘の小林區に分ち、各區に署を置きて、官林の保護栽培等

の事務を執らしむ。又各府縣には地方森林會なるものありて、府縣知事の下に地方山林の監督をなす。

牧畜

火山の麓往々廣漠なる裾野あり。山岳の間亦高原少からず。或は山麓丘陵等の地、牧草に富めるも灌漑の利に乏しく、之を拓きて田園と成し難きもの多し。宜しく以て牧畜の業を起すべきなり。然るに我國の俗、古來牛馬は耕作を助け、物品を運送し、若くは騎乘に用ひんが爲にのみ之を飼ひしが故に、牧畜の業盛ならざりしが、近來肉食の道開けてより、食用及び搾乳の目的を以て、之を飼養するもの増加し、各府縣殆んど牧場屠場の設あらざるなきに至り、明治三十年末の現在數、牛約百二十二萬頭、馬約百五十九萬頭あり、中にも馬

牛馬總數

牛 馬 屠場



り、此屠場に於て明治三十年中に屠殺したる家畜の数は大約左の如し。

は奥羽地方に多く、奥州駒の名古
來高し。又牛は中國地方に多く、九
州には牛馬共に多し。

牛の最も多きは岡山、廣島二縣にして、各
九萬頭内外を有し、次は兵庫縣にして、其
數八萬二千頭に近く、次は鹿兒島、大分二
縣にして、各七萬頭以上を有す。又馬は鹿
兒島縣最も多く、約十二萬九千頭を有す。
次は岩手縣にして、約十萬頭、次は熊本縣
にして、約十萬七千頭あり、福島縣之に次
ぎて十萬頭、宮崎、秋田、青森の諸縣亦七萬
頭以上あり。

屠場は全國を通じて約一千二百ヶ所あり。

家禽

牛 一五二、二〇〇頭 猪 七三〇〇頭 馬 四一、〇〇〇頭
羊 六、八〇〇頭 豚 一〇七、〇〇〇頭 合計 三一三、三〇〇頭
又家禽は農家が餘業として飼養する者多く、其利益亦少からざるなり。

水産

我海國水産の利大なるべきは言を待たず、海獸、魚介を始め
として、各種の苔藻、珊瑚等の採て以て食に供し、或は肥料と
なり、粧飾品となすべきもの甚た多く、其數に於て、其種類に
於て、殆んど無盡藏なり。之に加ふるに、汲めども盡ぎざる海
水は、煮て食鹽となすべく、河流、湖、沼、亦淡水産の魚類少がら
ず。若し適當なる方法を以て、之が飼養と採收とを成すを得
ば、實に我國の一大財源をなすべきなり。たゞ從來の漁業規
模狭小にして、却て外國密獵船の爲に其利を奪はるゝある
は惜むべし。

水産の利

政府夙に茲に見るあり、農商務省に水産局を置き、之か獎勵と監督とを成し、遠洋漁業を獎勵せんが爲め、毎年十五萬圓以内の金を支出し、又大日本水産會の如き、私立を以て大に公益を圖るあり。斯業の次第に盛大に趣くの觀あるは、喜ぶべきの至りなり。
我國目下の重要水産は、生物には鰹、鯉、鯛、烏賊、鯖、鱈、鮪あり、明治三十年中の價格各百萬圓以上あり。次は鰻、鰯、鱈、鱒、鮭、鮎等亦甚多し。中にも鰹の如きは約四百九十萬圓に達せり。此外鯨、臘虎、鰻、豚獸等の海獸あり。眞珠、珊瑚等の粧飾品あり。鹽物には鮭、鱈、鰻、鮎、鮭、鮎等何れも十五萬圓以上の價格に上り、乾物には

田 磯



食鹽

鯉節、鰹、鰻、乾鰹、寒天、昆布、乾蝦等あり。鯉節の如きは二百九十七萬圓に達す。生物のまゝ販賣するもの合計三千一百三十餘萬圓、鹽物、乾物、肥料、合計二千九百七十餘萬、總計六千一百萬圓餘の利益は、是れ皆漁業及び採鹽より得るものなり。
鹽は瀬戸内海の沿岸諸國最も多く、明治三十年中、山口縣一百〇六萬餘石、香川縣約一〇五萬石、兵庫縣及廣島、岡山、徳島の諸縣之れに次ぎ、愛媛縣最も少なきも尙三十八萬餘石あり。鹽田全國にて合計七千八百餘町、產出額一千十餘萬圓の價格に上る。

農業

農産物

嘉穀を以て瑞穂國の稱ある我國は古來農を以て國の本とす。されは今に至りて尙農夫は國民の最多數を占む。生産物は米穀を第一とし、蔬菜、甘藷、絹、煙草、綿、藍、麻、茶、楮、漆、蘭等の日常生活上必要なる物品の原料は皆之を農家に仰ぐ。

米麥 養蠶 砂糖 茶

明治三十一年中に於ける、全國米作付反別は、二百八十二萬町にして、收穫合計四千七百餘萬石あり、又麥作付反別は、百八十萬町にして、收穫合計二千餘萬石あり、然れども收穫の如きは、年の豊凶によりて一定せず、以前五年間の平均は、米三千七百六十五萬石、麥一千八百二十六萬石なり、養蠶に従事するものは、東山道の諸國に多く、其中長野、群馬最も盛なり、砂糖の製造は香川、鹿兒島最も多し、臺灣は亦其名産地なり、茶は静岡最も多く、京都、三重之につぐ、臺灣亦多し。

鑛業

鑛物

鑛物は地下に埋没せるものにして、之を採掘し、之を製鍊して、始めて實用に供すべし。我國敢て鑛物に富めりと謂ふに非ざるも、重疊せる山岳の之れを含蓄するもの少からず。政府は鑛業條例を發布し、農商務省に鑛山局を置き、又鑛山監督署を設けて之を監督せしむ。而して未だ採掘せざる鑛物は、凡て之を國有とし、農商

鑛物採掘高
地 鑛物主要産

務大臣の特許を得て之を採掘するを得る事と成せり。其明治三十年中に採掘せる重なる鑛物は、金二百七十六貫、銀一萬四千五百貫、銅五百四十四萬貫、鐵七百四十六萬貫、石炭五百十八萬噸あり。此中金は鹿兒島、新潟最も多く、兵庫、秋田之につぐ。銀は秋田最も多く、岐阜、島根、兵庫、岡山之につぐ。銅は栃木最も多く、愛媛、秋田、宮崎、岡山等之につぐ。鐵は岩手最も多く、島根之につぐ。石炭は福岡最も多く、石狩、佐賀、長崎之につぐ。此外鉛、安質、母尾、硫黃、錫、水銀等の産出あり。又新潟縣よりは多額の石油を出だす。

工業

美術的工

東洋の美術國として誇れる我國は、古來美術的工藝に於て頗る長足の進歩をなし、織物、漆器、陶器の如きは、夙に精巧なるものを出たせり。近來泰西の製法によりて、紡績等の業亦大に進歩し、至る所に工場、煙突を望見するを得るに至り、其他の工業も亦年一年と隆盛に赴く。

諸工業

紡績
織物
陶器
漆器、紙器
酒等
商人の地位

今明治三十一年に於ける、蠶絲の製出額は二百十三萬貫にして、其内生絲百三十八萬貫あり。又綿絲紡績に従事する工場は、全國七十二所に於て、其出來高三千三百五十五萬貫に達す。織物には絹織、木綿織、絹綿交織、麻織等あり。三十年の絹織製出高、約一千一百萬反、其價格五千五百萬圓。木綿織六千萬反、四千一百萬圓。絹綿交織五百五十萬反、八百六十萬圓。麻織四百三十萬反、四百四十四萬圓あり。其他雜種の織物を交へて、合計一億九百萬圓に達す。之を六年前に比するに何れも二倍以上に上れり。又陶器の製出額は一年五百二十萬圓、漆器は四百十萬圓、紙は一千二百六十萬圓の多きあり。尙亦菜種油、生蠟、摺附木、墨表、莫産等の製出に至る迄、皆長足の進歩をなさざるはなし。亦醸造業にては、酒類合計四百三十四萬石、醬油百五十三萬石あり。此他製革、金屬器、團扇、扇子、麥藁、真田等の製造も亦著しきものとす。

商業

我國は古來士農工商と列して、商人の社會に於ける位置低

く、從ひて商況活潑ならず、殊に鎖國の政策よりして、一層萎靡振はざりしが、一旦外國と通商するに至りて、内外の商業一時に勃興し、商業家又社會に勢力ある位置を占むるに至れり。

左に、明治二十二年及三十一年の兩年中に於ける、物品及金銀の、輸出入總額を記して、以て我國の海外貿易が年々如何なる程度を以て盛大に赴きつゝあるかを示さん。

輸出物品元價		輸入物品原價	
三十一年	一億八千一百萬圓	三十一年	三億四千一百六十萬圓
二十二年	七千二十萬圓	二十二年	六千六百三十萬圓
輸出金銀價格		輸入金銀價格	
三十一年	八千九百十萬圓	三十一年	四千八百三十萬圓
二十二年	五百二十萬圓	二十二年	一千四百二十萬圓

素より輸出入の額は年毎に定まらず、されど次第に外國貿易の活潑に赴

外國貿易額

内國商業

くは右の表を見るも想像するを得べし。
内國商業は詳細なる統計なしと雖も、近時數多の鐵道通じて、運輸交通の便甚た多きが故に、都市次第に繁盛に赴き、概して人口の年一年増加するを見る。従ひて物貨の集散繁く、商業頗る活潑なり。就中東京は帝國の中心として、全國貨物の集散所となり、大阪、京都之に次ぎ、本州西部には廣島、中部には名古屋、金澤、北部には仙臺、四國には徳島、九州には熊本など、皆商業繁盛の地たり。

第六節 交通 (第四圖及鐵道線路表參照)

鐵道

近時交通の要具として、最も發達せしものは、汽車及汽船なり。鐵道の己に開通せるもの凡三千六百哩、其未成中なるもの亦多く、殆んど重要なる交通線路には、其計畫あらざるな

海運

し。又馬車鐵道、電車鐵道、人車鐵道等もあり。海運には日本郵船株式會社、及大阪商船株式會社を始め、數多の會社及個人所有の汽船、帆船の帝國重要なる各港間、及諸外國との間に、定期航路を開けるあり。大河湖沼にも亦小汽船の浮べるありて、水運便を極む。

船舶の數

明治三十一年末現在の西洋形商船は、三千艘(内汽船一千九百艘)、約六十五萬噸にして、日本形商船一萬九千艘、三千三萬百石あり。元來我國には、中古已に驛の設ありて、驛傳の制もはい備はりたりしが、徳川時代に至り、江戸を中心として、大名の參勤交代などの爲めに、街道大に整頓し、東海道、中仙道、奥羽街道、北國街道を始めとして、中國、四國、九州等まで、周ねく通じたりしを、維新以後更に大に修繕を施し、又新に山路を開き、帝國中殆んど車馬の通せざる所稀なるに至れり。道路に國道、縣道、里道等の別あり、國道とは日本帝國街道の義にして、帝都より伊勢神宮、各府縣廳、各師團本營に至るものを云ひ、之に對して、各府縣の市邑間、及各師團本營と分營との間に通ず

道路の等級

郵便電信

るものを縣道と云ふ。里道とは邑里間の道なり。今や國道の延長凡そ二千九百里、縣道は六千六百里、里道は凡そ十一萬里に近し。

郵便電信の制も、維新後其進歩著しく、今や全國殆んど通せざるなく、郵便線路の延長二萬四千餘里、電信線路は一萬九千餘里に及び、又重要な都市には電話の設あり、長距離のものとしては、已に東京大阪間を連絡するあり。

日本中地理終

著作權所有

明治三十三年三月十七日印刷
 明治三十三年三月二十日發行

日本中地理
 定價金五拾五錢

著 者 喜 田 貞 吉

印 發 行 者 象 金 港 堂 書 籍 株 式 會 社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代 表 者 右 社 長 原 亮 一 郎
東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

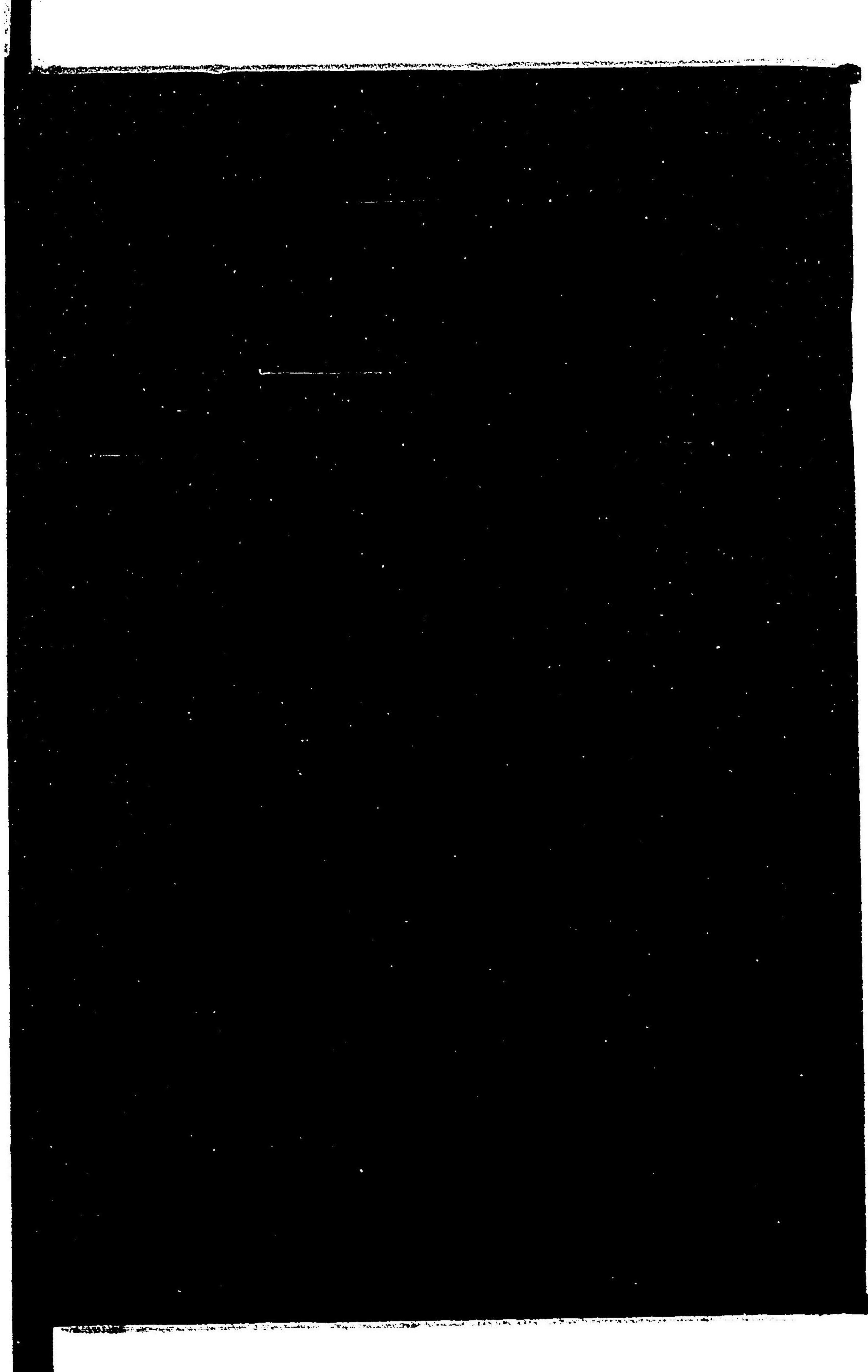
印 刷 所 三 協 合 資 會 社
東京市京橋區弓町二十四番地

賣 捌 所 各 府 縣 特 約 販 賣 所

所賣販書圖用科教行發社會式株籍書堂港金

同野澤 岩下裝裝店	同甲斐國甲府 內藤書店	同武藏國浦和 高野幸吉	同同川越 水村岩三	同同上野國前橋 高橋常平	同同高崎 柴田清三郎	同同下總國千葉 多田屋文衛店	同同船橋 多田屋文衛店	同同上總國東金 多田屋文衛店	同同安房國北條 惠比壽屋書店	同同常陸國水戸上市 川又銀藏	同同石岡 高野清助	同同土浦 伊沼淵次			
同同 下館 寺田清兵衛 須藤市右衛門	同同 下野國太田原 田代太郎三郎	同同 岩代國福島 博中善平堂	同同 同須賀川 橋本太平	同同 同喜多方 瀨野右衛門	同同 岩城國中村 佐藤與七	同同 同同 高橋文七	同同 同同 木村文助	同同 同同 藤崎祐之助	同同 同同 佐藤千壽	同同 同同 有崎千壽	同同 同同 五十嵐太右衛門	同同 同同 盛月晨平	同同 同同 風間五右衛門	同同 同同 大泉善助	同同 同同 日向源吉
同同 羽後國酒田 地主文藏	同同 羽後國秋田 成見清兵衛	同同 同同 大澤鮮進堂	同同 同同 東海林重太郎	同同 同同 大曲繁次	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同
同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同	同同 同同 同同

—



86
149

022952-001-0

86-149

日本中地理

喜田 貞吉/著

M33

ADB-0885

